

誤植のお詫びと訂正：

社会的養護施設では、第三者評価受審義務化により、12年度から「3年に1回以上」の受審が必要となります。

本文では「年1回以上」としておりました。お詫びして、訂正いたします。

==◎福祉政策動向（速報）【全社協 政策委員会】2012. 1. 17（火）==

（新しい公共推進会議）

12日午後、総理官邸で、新構成員による第1回目の「新しい公共」推進会議が開催された。

今後の検討課題として、(1)新たな寄付税制や改正NPO法の円滑な施行・周知に向けた取り組みの推進、(2)拡充された寄付税制の下で「新しい公共」の担い手による実際の活動の広がり状況を確認し、制約している条件があれば是正策を検討、(3)政府の対応を着実に実施していくためのフォローアップ、(4)全国の事例の情報発信があげられた。

新構成員は以下の通り。

大田達男	公益財団法人公益法人協会理事長（新任）
小澤浩子	東京都赤羽消防団副団長
金子郁容	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
北城恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問
黒田かをり	一般財団法人CSOネットワーク事務局長・理事
納谷廣美	明治大学学長（新任）
新浪剛史	株式会社ローソン代表取締役社長 CEO
早瀬昇	社会福祉法人大阪ボランティア協会常務理事
藤岡喜美子	特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター事務局長
松原明	特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会副代表理事（新任）
山田秀昭	社会福祉法人全国社会福祉協議会理事・事務局長(新任)

会議資料

<http://www5.cao.go.jp/npc/shiryou/shiryou.html>

（社会保障審議会児童部会 社会的養護専門委員会）

16日午前、厚生労働省で、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（第13回）が開催された。3月までに、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等の運営

指針を策定し、12年度からは年1回以上第三者評価を受けることを義務づける。

同委員会では、平成22年度に施設職員らが子どもに虐待した事例の全国集計結果を公表した。

次回開催は3月中旬頃の予定。

なお、全社協では、運営指針作成の動きと並行して、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の第三者評価基準の更新をすすめ、3月中にもまとめる予定。

会議資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi17>

以上

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

T E L 03-3581-7889 z-seisaku@shakyo.or.jp